

文例（持分を「相続させる」遺言）

第〇条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、妻〇〇〇〇（生年月日）および長男〇〇〇〇（生年月日）に、各2分の1の割合により相続させる。

【不動産の表示】

第〇条 遺言者は、遺言者名義の次の株式を、長男〇〇〇〇（生年月日）および二男（生年月日）に、株数で各2分の1ずつ相続させる。端数は長男〇〇〇〇に相続させる。

【株式の表示】

第〇条 遺言者は、前2条の財産を除く遺言者の有する一切の財産を、いずれも、長男〇〇〇〇に3分の2、二男〇〇〇〇〇に3分の1の割合により相続させる。

上記の「相続させる」文例によって、特定の財産を数人の相続人に一定の割合で相続させることができます。指定された相続人は、当該財産につき指定された割合による持分を取得することになります。財産の譲与という点で、相続と遺贈は似ていますが、相続と遺贈は法律上の性質も法律効果も異なります。相続を目的とする場合は、「取得させる」「承継させる」「譲る」などの紛らわしい文言を避け、必ず「相続させる」と表記をしましょう。

なお「相続させる」の対象者は相続人のみです。相続人でない者に「相続させる」とした場合は、相続の効果は生じませんが、遺贈の効果が生じるとされています。